

令和7年度版

進路の手引き



この冊子に書いてあること

この「進路の手引き」には、本校での進路指導の進め方や障害福祉サービスに関わることが書かれています。ぜひお読みください。気になることがありましたら担任や進路指導担当に声を掛けてください。

《お知らせ》

令和7年10月より、「就労選択支援」サービスが始まります。これは、障害のある方が自分に合った働き方を主体的に選択できるよう支援する制度です。

このサービスの開始によって、今まで行われていたA型アセスメント、B型アセスメントの実施時期や方法、手続きの仕方が変更されることが予測されます。

よって、この手引きの中に書かれている内容も令和7年度中に改変されることと思います。あらかじめご了承ください。

岡山大学附属特別支援学校

目次

I はじめに

- 1 進路指導の基本方針
- 2 進路指導で大切にしていること

II 高等部の進路指導の進め方

- 1 高等部3年間の進路指導の流れ
- 2 現場実習(産業現場等における実習)
- 3 高等部3年間の進路指導に関する主な行事及び手続き
- 4 進路決定までの流れ

III 卒業後について知りたい

- 1 卒業後の主な進路
- 2 アフターケア

IV 学校以外の相談窓口

- 1 就労に関する相談窓口
- 2 生活に関する窓口
- 3 福祉制度に関する相談窓口

V 事業所見学

VI その他

I はじめに

I 進路指導の基本方針

本校では、「一人一人が生きがいをもって豊かに生活するために、学校の教育活動全体を通して、基本的な生活習慣・社会性・働く力などを育て、個々に応じた自立と社会参加をめざす」ということを進路指導の基本とし、次の観点を大切にしながら指導・支援を進めます。

- (1) 小・中・高等部それぞれの教育活動の中で、キャリア教育の視点を踏まえながら、児童生徒のキャリア発達に応じた指導・支援を計画的・組織的に行う。
- (2) 児童生徒の思いを大切にしながら、家庭や地域、関係諸機関などと密に連携をし、児童生徒の支援に向けた理解を深めたり、協力を図ったりする。

2 進路指導で大切にしていること

以下に挙げているものは一例です。これらは教育活動全般で大切にしていることであり、積み上げていくことが進路指導でもあります。これらの力が「働く力」となり、卒業後の社会生活につながっていくと捉えています。

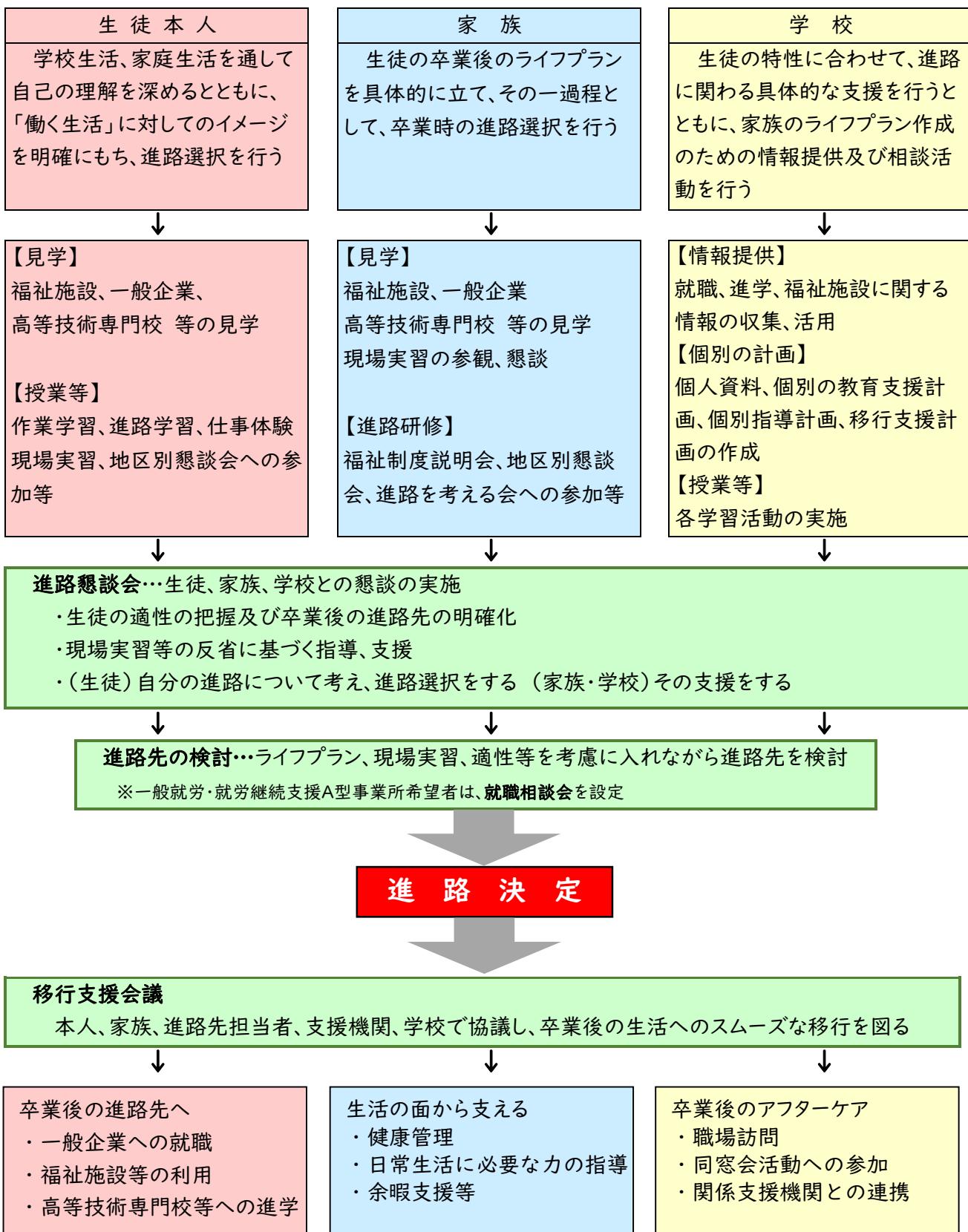
	小学部	～	中学部	～	高等部
基本的な生活習慣	<ul style="list-style-type: none">・決まった時間に寝て、起きる。・挨拶に応える。・手順を確認しながら更衣をする。・衣服のたたみ方を知る。・手洗い、歯磨きなどの仕方を知る。・食事のマナーや態度について知る。	～	<ul style="list-style-type: none">・早寝早起きをする。・自分から挨拶ができる。・決められた時間内に更衣をする・更衣後、出掛ける前に鏡を見て自分で身なりを整える。・洗顔、洗髪などを自分でする。・食事を摂る必要性や適量を知る。	～	<ul style="list-style-type: none">・自分で睡眠時間の管理をする。・場に応じた挨拶をする。・自分で整理整頓や身支度をする。・清潔に気を付ける。・簡単な調理をして朝食を食べたり、バランスの良い食事を心掛けたりする。
個性の伸長	<ul style="list-style-type: none">・好き、嫌いが分かる。・好きなことをやりきる。・興味・関心を広げる。・選択する経験をする。・選ぶことの意味が分かる。・教師や友達から褒められる経験を積む。	～	<ul style="list-style-type: none">・自分の得意、苦手を知る。・いろいろな経験をし、意欲的に取り組めることが増える。・選んだことや自分の意思を相手に伝える。・他者からの評価を受け止め、より良く成長しようとする。	～	<ul style="list-style-type: none">・自分の適性を知り、進路先を自分で選ぶ。・目の前のことや、求められていることをやりきる。・自分の状況を相手に伝え、より良い環境で自分の力を発揮する。・的確な自己評価をする。
社会的貢献や社会性	<ul style="list-style-type: none">・学級や学部、地域の中で役割を果たす。 (自分のため→友達や家族のため→知人のため→近くの知らない人のため→見えない多くの他者のため)・家や学校で手伝いを経験する。・集団の中で楽しむ。・身近な人と楽しく活動する経験を積む。	～	<ul style="list-style-type: none">・家や学校で自分から手伝いをする。役割を継続的にしたり、新しいものにも挑戦したりする。・集団の中での所属感や役割意識をもつ。・人との適切な関わり方を身に付ける。	～	<ul style="list-style-type: none">・手伝いが習慣化し、自分の役割として責任をもって行う。・集団の中での自分の役割を理解して、任された仕事に責任をもってやり遂げる。・他者の気持ちや立場を考え、適切な人間関係を築く。

働くために必要な力を身に付ける

II 高等部の進路指導の進め方

I 高等部3年間の進路指導の流れ

進路指導は小学部でも中学部でも行われています。その中でも、特に高等部3年間では、卒業後の進路に向けて具体的な活動をしていくことになります。生徒だけ、家族だけ、教師だけではできません。三者がそれぞれに進路について考え、相談しながら進めていく必要があります。



2 現場実習(産業現場等における実習)

(1) 現場実習とは

企業や福祉施設等の協力を得て、学校や家庭で身に付けてきた力が実際の場面でどのように発揮できるのか、また、どのような力がさらに必要なのかを明らかにするための体験的な学習です。さらに、実際の職場でのルールや仕事の厳しさ、楽しさ、やりがい等も学ぶことのできる貴重な学習場面です。

(2) 現場実習の形態及び日程等

本校では、前期及び後期に各1回の現場実習期間を設けています。高等部3年間を通じて、計画的に学んでいくことができるよう、各学年で内容が変わります。

1年前期	位置付	体験実習(作業学習の発展)		
	目的	○働く経験を通して、働くことの意義を理解し、働くことの厳しさや喜びを味わうことができる。 ○仕事を中心とした生活を経験することにより、基本的な生活習慣及び仕事の継続に必要な知識、技能、態度など、職業生活について理解することができる。		
	形態	集団実習(1年生全員)	期間	2週間
	場所	校内(事業所という設定で、終日実施)	内容	屋内外での軽作業等
1年後期	位置付	体験実習(作業学習の発展)		
	目的	前期と同様		
	形態	集団実習(1年生全員)	期間	2週間
	場所	校内(事業所という設定で、終日実施)	内容	屋内外での軽作業等

2年前期	位置付	体験実習(卒業後の進路の方向性を検討する際の参考とする)		
	目的	○実際の現場での働く体験を通して、働くことへの心構えをもったり、意欲を高めたりすることができる。 ○実習を行う中で通勤、基本的な生活習慣、実習先での人間関係など、職業生活に必要な知識、技能、態度を身に付けることができる。		
	形態	原則、個別実習	期間	2週間程度
	場所	一般企業、福祉施設等	内容	実習先で実際に行われている作業等
2年後期	位置付	体験実習(卒業後の進路の方向性を検討する際の参考とする)		
	目的	前期と同様		
	形態	個別実習 前期とは別の実習先	期間	2週間程度
	場所	一般企業、福祉施設等	内容	実習先で実際に行われている作業等

3年前期・後期	位置付	前提実習(卒業後の実際の進路先として考える)		
	目的	○卒業後を想定した生活を体験し、卒業後の生活への見通しをもつことができる。 ○実際の現場で必要な知識、技能、態度を身に付けることができる。		
	形態	個別実習	期間	2週間程度(実習先の要望等により延長する場合もある)
	場所	一般企業、福祉施設等	内容	実習先で実際に行われている作業等
	その他	後期実習を終えて進路先が決定しない場合は、更に追加実習を行う		

3 高等部 3年間の進路指導に関する主な行事及び手続き

		進路指導	保護者関連進路行事
1年	4月		進路アンケート
	6月	前期現場実習決意表明式 前期現場実習（2週間 校内・集団・体験実習）	実習参観
	7月	前期現場実習報告会 進路懇談会※1	前期現場実習報告会 進路懇談会※1 福祉制度説明会（夏休み中）※2
	9月	職場見学及び就職準備講習会（隔年 希望者）※3	職場見学及び就職準備講習会（隔年 希望者）※3
	10月	後期現場実習決意表明式 後期現場実習（2週間 校内・集団・体験実習）	実習参観
	11月	後期現場実習報告会	後期現場実習報告会 進路アンケート・ジョブマッチングシート
	12月	進路懇談会（実習の評価・進路の相談）※1	進路懇談会※1
	1月		進路を考える会
	2月～	次年度現場実習候補先見学※4	次年度現場実習候補先見学※4 進路プロフィールの作成
2年	4月		進路アンケート・ジョブマッチングシート
	5月	前期現場実習先との面接	前期現場実習先との面接
	6月	前期現場実習決意表明式 前期現場実習（2週間 校外・個別・体験実習）	実習参観・懇談
	7月	前期現場実習報告会 進路懇談会（実習の評価・進路の相談）※1 地区別懇談会（夏休み中）※5	前期現場実習報告会 進路懇談会※1 地区別懇談会（夏休み中）※5
	9月	職場見学及び就職準備講習会（隔年 希望者）※3	職場見学及び就職準備講習会（隔年 希望者）※3
	10月	後期現場実習先との面接 後期現場実習決意表明式 後期現場実習（2週間 校外・個別・体験実習）	後期現場実習先との面接 実習参観・懇談
	11月	後期現場実習報告会 進路懇談会（実習の評価・進路の相談）※1	後期現場実習報告会 進路懇談会※1 進路アンケート
	1月		進路を考える会
3年	5月	就職相談会（一般・A型希望者）※6	就職相談会（一般・A型希望者）※6
		前期現場実習先との面接	前期現場実習先との面接
	6月	前期現場実習決意表明式 前期現場実習（2週間 校外・個別・前提実習）	実習参観・懇談
	7月	前期現場実習報告会 進路懇談会（実習の評価・進路の相談）※1	前期現場実習報告会 進路懇談会※1
	9月	後期現場実習先との面接	後期現場実習先との面接
	10月	後期現場実習決意表明式 後期現場実習（2週間 校外・個別・前提実習）	実習参観・懇談
	11月	後期現場実習報告会 進路懇談会（実習の評価・進路方向決定）※1	後期現場実習報告会 進路懇談会※1
	12月～	追加現場実習（該当者） 追加進路懇談会（該当者） 移行支援会議※7 就労のための各種手続き	実習参観・懇談 追加進路懇談会（該当者） 個別の移行支援計画作成 進路を考える会 移行支援会議※7 就労のための各種手続き

※1 進路懇談会

対象: 高等部1~3年生の生徒及び保護者
形態: 個別に実施
時期: 前期及び後期現場実習後の計2回
場所: 本校
内容: 進路に関する相談・情報提供、進路希望の確認などの個別相談
その他: 追加実習を行う3年生は、定例の進路懇談会以外に、必要に応じて随時実施

※2 岡山市福祉制度説明会（岡山市以外にお住まいの方は随時ご案内します）

対象: 岡山市在住の高等部1年生の保護者
時期: 夏季休業中
場所: 管轄福祉課のある場所の近く（市役所、ふれあいセンター等）
内容: 岡山市障害福祉課による岡山市の福祉制度の概要説明

※3 職場見学及び就職準備講習会

対象: 高等部1・2年生で一般就労を進路先に希望する生徒及び保護者
形態: 希望者が集まり一日で見学先を巡回する
時期: 9月（隔年実施）
場所: 一般企業（見学先は岡山公共職業安定所が選定）
内容: 実際の職場を見学し、職業的自立に対する意欲を高める
その他: 岡山公共職業安定所主催

※4 現場実習候補先見学

対象: 高等部1年生の生徒及び保護者（2・3年生は必要に応じて実施）
形態: 個別に実施
時期: 1年生は、後期現場実習後 2・3年生は必要に応じて実施
場所: 見学希望先（一般企業、福祉施設等）
内容: 作業内容・施設の見学及び懇談等
その他: 進路指導担当者が窓口となり、見学先と調整して担任、または進路指導担当者が同行

※5 岡山市地区別懇談会（岡山市以外にお住まいの方は随時ご案内します）

対象: 岡山市在住の高等部2年生の生徒及び保護者
時期: 夏季休業中
場所: 管轄福祉課のある場所の近く（市役所、ふれあいセンター等）
内容: 卒業後の支援の中心となる各地区相談支援専門員との懇談会
その他: 個別の相談に対応していただくことも可能

※6 就職相談会

対象: 高等部3年生で一般就労もしくは就労継続支援A型事業所を進路先に希望する生徒及び保護者
形態: 個別に実施
時期: 5月
場所: 本校または岡山公共職業安定所
内容: 岡山公共職業安定所職員による個別の就職相談、求職登録

※7 移行支援会議

対象: 高等部3年生の生徒及び保護者
形態: 個別に実施
時期: 1~2月頃
場所: 福祉事務所等
内容: 個別の移行支援計画を基に、学校と関係機関による支援ネットワークを形成するための協議

4 進路決定までの流れ

(1) 障害福祉サービスを利用する場合の採用内定の流れ

障害福祉サービスを利用する場合には採用内定後、受給者証を交付してもらう必要があります。

(対象:就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・生活介護事業所等)

高等部 3年	10月	後期現場実習(前提実習)を行う	
	11月	事業所等から評価・内定をもらう	
	12月	障害福祉サービス受給者証申請	障害支援区分判定
	1月	①福祉事務所に福祉サービス利用申請(受給者証申請)をする ②申請に必要なサービス等利用計画を作成する ③必要書類を提出する	①必要に応じて障害支援区分判定を受ける (生活介護の場合は必須) ②認定支給決定通知書を受け取る
	2月		
	障害福祉サービス受給者証を受け取る		
	3月	障害福祉サービス受給者証を持って事業所等と契約する	



進路先が生活介護の場合には、障害支援区分判定が必要になります。

岡山市の障害区分認定について詳しく知りたい場合は
[「岡山市トップページ>くらしの情報>高齢者・障害者・福祉>障害者の福祉>障害支援区分認定について」](#)をご覧ください。

(2) 雇用契約を結ぶ場合の採用内定の流れ (対象:一般就労・就労継続支援A型事業所)

高等部 3年	4月	就職相談会で、ハローワークに求職登録を行う ハローワークを通じて障害者職業センターに職業上の重度判定の依頼をする	
	10月	後期現場実習(前提実習)を行う	
	11月	事業所等から評価・内定をもらう 岡山障害者職業センターに行って、職業上の重度判定を受ける	
	12月	ハローワークを通して求人に応募	職業上の重度判定※2
	1月	①事業所等からハローワークに求人票が提出され、学校に連絡が来る※1 ②求人票の労働条件等を確認する ③応募書類を書き、ハローワークに提出する ④ハローワークを通して事業所等に応募書類が渡り、事業所等より学校に採用通知が届く ⑤学校の採用通知授与式で採用通知を受け取る	①判定結果を受け取る ②学校へ通知 (進路先へは、岡山障害者職業センターから通知される)
	2月		
	進路先の希望に応じて、面接等を行う		
	3月	事業所等と入社打ち合わせ、契約をする	

※1 現場実習を通して内定された後、本人のみに出される指定求人票です。

※2 障害の重度・軽度という度合を測るものではなく、企業側がダブルカウント(重度と判定されている人を雇用すると一人の障害者雇用で二人を雇用したことになる)が使えるかどうかを判定するものです。

※ 就労継続A型事業所を進路先とする場合は、上図の1、2の両方の手続きを行いう必要があります。

III 卒業後について知りたい

I 卒業後の主な進路 ※雇用契約を結んで働く

一般就労	常勤※	1週間の所定労働時間が30時間以上 雇用保険、労災保険加入 健常者と働く 正社員、非正社員、パート
	短時間労働※	1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満 雇用保険加入可能 健常者と働く 非正社員、パート
	特例子会社※	障害者雇用促進法に基づき、複数の会社をもつ企業グループの中で障害者雇用率を調整する機能をもつ会社 障害がある人と働く
福祉的就労	就労移行支援	就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を提供され、就職を目指す場所 対象：2年以内に雇用契約に基づいた就労が可能と見込まれる人 など 期間：最大原則2年間
	就労継続支援A型※	生産活動の場を提供され、就労に必要な知識・及び能力向上のために必要な訓練や支援を受ける場所 対象：雇用契約に基づき、現状で継続的に就労が可能な人 など 期間：期限なし
	就労継続支援B型	生産活動等の場を提供され、基本的な生活能力や就労に必要な知識・及び能力向上のために必要な訓練や支援を受ける場所 対象：雇用契約を結んで働くことが現状で難しい人 など 期間：期限なし (卒業後すぐに利用する場合は、在学中に「就労継続支援B型事業所利用に係る就労移行支援事業所での就労アセスメント」を受け、B型が妥当との評価をもらう必要がある)
日中活動	自立訓練	日常生活で必要となる様々な能力の維持や向上のための訓練を受ける場所 期間：最大2年間
	生活介護	必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供され、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を受ける場所 対象：安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要で、障害区分が該当の区分以上の人 期間：期限なし
その他	県立高等技術専門学校	これから就職しようとする人や転職しようとする人、既に仕事に就いている人が、社会の変化に対応できる確かな知識や技能を習得するための職業能力開発施設 ○南部高等技術専門校  ○北部高等技術専門校  ○北部高等技術専門校美作校 
	国立職業リハビリテーションセンター	新たな技能や知識を身に付け、就職を目指すための職業訓練施設 ○国立吉備高原職業リハビリテーションセンター  対象：知的障害のある人 期間：1～2年間
	専門学校等への進学	

2 アフターケア

進路先である事業所を訪問して、卒業生の様子を見たり、担当者と懇談したりすることにより、卒業後の実態を把握とともに課題の明確化を図り、職場定着等に向けて具体的な支援を行います。

(1) 進路指導主事によるアフターケア

卒業して1か月程度経った頃に訪問をしています。また、必要に応じて定期的に訪問するなど、個々に対応しています。

(2) 全教員によるアフターケア

小・中・高の全教員が分担し、卒業後3年間、進路先を訪問しています。夏期休業中に実施します。

(3) 同窓会等における情報収集

同窓会等に参加している卒業生や家族から状況を聞き、必要に応じて、アドバイスをしたり、後日、進路先を訪問したりしています。

IV 学校以外の相談窓口

1 就労に関する相談窓口

事業所名	概要
公共職業安定所(ハローワーク) ※雇用契約を結ぶ一般就労、A型のみ	求職者に就職(転職)についての相談・指導、適性や希望に合った職場への職業紹介などを行う場所 卒業後は居住地にあるハローワークが管轄になる
障害者就業・生活支援センター(通称なかいぱつ) ※一般就労のみ	 障害のある人の仕事や暮らしの困りごと、企業における障害者雇用に関する相談を受ける場所 居住する地域によって管轄のセンターがある ○岡山障害者就業・生活支援センター など
地域障害者職業センター ※一般就労を目指す人	 ハローワークなどの関係機関と連携し、障害者の就職の相談・支援、事業主に対する障害者雇用の相談・支援を行う専門機関 雇用対策上の重度判定やジョブコーチ支援を行っている ○岡山障害者職業センター
相談支援事業所 ※一般就労以外	相談に応じて必要な情報や、場合によっては進路先などのケース会を設けたりする

2 生活に関する窓口

事業所名	概要
相談支援事業所	地域に住む障害児・者が地域で安心してその人らしい生活を送ることができるように、個々に合った支援・サービスを提案、サポートする
地域活動支援センター(I型・II型・III型)	創作的活動・生産活動・社会との交流促進等の機会を提供する支援機関
社会福祉協議会	地域における自立した生活を支えるため、福祉サービスの適切な選択や利用を支援するための取り組み、生活課題の早期発見・早期対応や課題解決の仕組みづくり等を進める 後見人制度、日常生活自立支援事業、生活サポート等に携わる

3 福祉制度に関する相談窓口

事業所名	概要
福祉事務所	身体障害・知的障害・精神障害児・者に係る障害福祉の窓口があり、障害者手帳の交付などの各種サービスを行う 居住地により担当の福祉事務所が決まっている ・障害福祉サービス利用の申請受付、受給者証の交付 ・療育手帳の交付 ・心身障害者医療費の助成 ・障害者福祉施設への入所に関する申請受付 ・地域生活支援事業の申請受付 など
知的障害者更生相談所	身体障害・知的障害に関する専門的な機関で専門的な相談・支援、補装具の判定、自立支援医療の判定、各種機関などへの支援を行う 18歳以上の人人が手帳の更新に行くところ(児童は児童相談所) ・療育手帳の新規判定と再判定 ・日常生活に関する相談 など



障害者福祉に関する様々な相談窓口を知りたい場合は、
[「岡山県トップページ>組織で探す>子ども・福祉部>](#)
[障害福祉課>障害者福祉の相談窓口」をご覧ください](#)



▽ 事業所見学

高等部では、実際に現場実習の候補先となる事業所へ生徒本人、保護者とともに教師と一緒に見学に行く機会がありますが、小学部、中学部の段階でも保護者の方に見学に行っていただくことは可能です。

一般企業の見学はできませんが、就労継続支援事業所や生活介護事業所などの福祉施設の見学は、学校を通して随時受け付けています。まずは担任までお問い合わせください。



各地域にある障害福祉サービス等の事業所を探す場合は

「WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索」をご覧ください。

岡山県の障害者福祉施設の待機者状況を知りたい場合は、
「岡山県トップページ>組織でさがす>子ども・福祉部>障害福祉課
>待機者状況」をご覧ください。



岡山市の障害者福祉施設を知りたい場合は、
「岡山市自立支援協議会 え～んじやネット」をご覧ください。



岡山市の福祉施設に関しては、「障害者のしおり」にも記載があります。



見学のポイント

- 作業内容（何をどのくらいしているのか）
- 作業場所（施設内の作業だけでなく、施設外就労として別の場所で作業をしていることも…）
- 利用時間
- 職場の雰囲気
- 環境（広さ、音、におい、支援の程度など）
- 利用者の方の作業に取り組む様子
- 昼食や休憩の過ごし方
- 送迎の有無（近くのバス停等も見ておくと参考になります）

それらがお子様に合いそうかな?という視点も大切です

見学心得

企業・福祉サービス事業所は、通常の業務を行なながら、時間や人を割いて見学する者への対応をしてくださっています。その点を十分考慮したうえで、相手に失礼のないよう、ルールやマナーを守って見学を行ってください。

その1 時間を守る

訪問時刻に遅れないように、時間に余裕をもって集合・出発するようにしてください。予定時刻の5分前を目安に施設を訪問するようにしてください。また、特別な事情がない限り、あまり長時間の滞在にならないよう気を付けてください。

その2 連絡を確実に行う

見学したい企業・事業所がある場合は、担任や各部の進路担当を通じて、進路指導主事までご相談ください。見学日時や見学者数などの変更があった場合は、速やかにお知らせください。当日、見学に遅れる場合は、必ず学校と企業・事業所への連絡をお願いします。

その3 見学中の言動に配慮する

事業所の利用者さんの中には、知らない人に見られることが苦手な方もおられます。また、話し声等で集中できなくなる方もおられますので、話し掛けないようご配慮をお願いします。私語は慎み、説明をしっかりと聞きましょう。また、相手が困るような質問（「うちの子を採用してもらえますか？」等）や、他の事業所と比べる発言をする、内容について批判的な意見を言うといったことは厳に慎むようお願いします。

その4 写真撮影は原則不可

写真撮影は原則不可です。どうしても必要な場合は、必ず許可をもらってから、利用者さんが写らないように配慮してください。作業室の中には、利用者さん以外にも撮影されると困る物品もあります。特に外部委託の作業などは撮影NGなものもあります。商品や物、また建物の外観などを撮影する場合でも必ず確認をしてください。

その5 挨拶は丁寧にする

訪問時には、学校名・学年・見学者の氏名を伝えてください。作業場への入室時・退室時にも挨拶をしたり、一礼をしたりなどその場の状況に応じた行動をお願いします。また、最後は感謝の気持ちを込めてお礼のあいさつをするよう心掛けてください。

その6 具体的な話は学校を通して行う

保護者と事業所だけで実習や利用の約束等はせず、必ず学校に連絡をお願いします。

VI その他



障害福祉サービスの内容に関して詳しく知りたい場合は、
「厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害福祉
>障害福祉サービス等>障害福祉サービスについて」をご覧ください。

岡山市の障害福祉サービスや利用に関して詳しく知りたい場合は、
「岡山市ホーム>暮らしの情報>高齢者・障害者・福祉>障害者の福祉
>日常生活の支援>障害／障害福祉サービス及び地域生活支援事業」をご覧ください。



岡山市の福祉施設や福祉サービス利用の仕方、イベントなどを知りたい場合は、
「岡山市自立支援協議会 え～んじやネット」をご覧ください。



岡山市の各種福祉施策やサービスの窓口など多岐にわたる内容が
「障害者しおり」に記載してあります。ぜひご覧ください。



年金について知りたい場合は、
「日本年金機構」のホームページをご覧ください。

作成：岡山大学教育学部附属特別支援学校 進路指導委員会
令和7年3月